平成七年二月一日大分県規則第五号

大分県公文書館管理規則をここに公布する。 大分県公文書館管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県公文書館の設置及び管理に関する条例(平成六年大分県条例第十九号)第六条の規定に基づき、大分県公文書館(以下「公文書館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

- 第二条 公文書館の利用時間は、午前九時から午後五時までとする。
- 2 館長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に利用 時間を変更することができる。

(休館日)

- 第三条 公文書館の休館日は、次のとおりとする。
 - 一 日曜日及び月曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)(その日が月曜日に当たるときは、その日後において、その日に 最も近い休日でない日)
 - 三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日(前号に掲げる日を除く。)
 - 四 特別整理期間として毎年二回それぞれ十日以内で館長が定める日
- 2 館長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の休館 日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館すること ができる。

(閲覧の手続)

- 第四条 公文書等(閲覧室の書架に配架された行政資料等を除く。)を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、閲覧申請書(第一号様式)を館長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、館長は、必要と認めるときは、申請者に、運転免許証その 他本人の氏名、住所等を確認できるものの提示を求めることができる。
- 3 閲覧者が同時に閲覧できる公文書等は、館長が特に必要があると認めた場合を除 き、一人一回五冊以内とする。
- 4 閲覧者は、公文書等の閲覧を終了したときは、速やかに当該公文書等を返納しなければならない。

(複写)

- 第五条 公文書等の複写を依頼しようとする者は、複写依頼書(第二号様式)を館長に 提出しなければならない。
- 2 前項の規定により公文書等の複写を依頼した者は、当該複写に要する費用を負担 しなければならない。

(利用に供しない公文書等)

- 第六条 公文書等のうち、次に掲げるものは、館長が特に必要があると認めた場合を 除き、利用に供しないものとする。
 - 一 完結した日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して三十年を経過していない公文書
 - 二 個人若しくは団体の秘密保持のため、又は公益上の理由により、利用に供する ことが不適当な公文書等の全部又は一部
 - 三 寄贈又は寄託を受けた公文書等の利用に関して寄贈者又は寄託者が一定期間利 用に供しない旨の条件を付したもの
 - 四 公文書等の整理又は保存上支障があるもの

(貸出し)

第七条 公文書等の貸出しは、行わないものとする。ただし、館長が特に必要がある と認めた場合は、この限りでない。

(行為の禁止等)

- 第八条 公文書館の利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 公文書等の改ざん、汚損若しくは破損又はそのおそれのある行為
 - 二 公文書館の施設又は設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行 為
 - 三 定められた場所以外での公文書等の閲覧
 - 四 定められた場所以外での喫煙又は飲食
 - 五 めいていし、大声を発し、若しくは危険物を持ち込む等他の利用者に迷惑を及 ぼし、又はそのおそれのある行為
 - 六 その他館長が公文書館の管理上必要と認めて禁止する行為
- 2 館長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、公文書館への入館を拒否し、又は公文書館からの退去を命ずることができる。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、公文書館の管理に関し必要な事項は、館長が 定める。

附則

この規則は、平成七年二月一日から施行する。

閲覧申請書

年 月 日

大分県公	公文書館長	殿				
氏名			勤務先又は			
			学校名			
住所			電話番号	()		
資料区分	1 公文書	2 行政	資料 3 そ	の他		
閲覧目的						
資料番号		資料名			*	*
					貸与	返却

注 ※印の欄は、記入しないでください。

第2号様式(第5条関係)

複写依頼書書

年 月 日

大分県公文書館長 殿

氏名			勤務先又は					
			学校名					
住所			電話番号	()				
複写目的								
複写の方法	1 電子式複写 2 マイクロリーダー複写 3 その他							
資料番号		資料名			複写部分	枚数		
備考								

遵守事項

- 1 複写物は、複写目的以外に使用しないこと。
- 2 複写物の使用によって著作権法上の問題が生じたときは、すべて依頼者がそ の責任を負うこと。